

処遇改善加算計画書提出にあたっての体制届出の提出

- 令和8年4月・5月に加算区分「Ⅰ」を算定し令和8年6月以降は加算区分「ⅠⅠ」を算定する場合や、令和8年4月・5月に加算区分「Ⅱ」を算定し令和8年6月以降は加算区分「ⅡⅠ」を算定する場合は、変更がないものとして取り扱います。
- 令和8年4月・5月に加算区分「Ⅰ」を算定し令和8年6月以降は加算区分「ⅠⅠ」を算定する場合や、令和8年4月・5月に加算区分「Ⅱ」を算定し令和8年6月以降は加算区分「ⅡⅠ」を算定する場合を含め、加算区分Ⅱから加算区分Ⅲや、加算区分Ⅲから加算区分Ⅳ等に変更される場合は、体制届出が必要となります。
- 上記いずれの場合も、別紙様式2（処遇改善計画書）の提出が必要です。
計画書の提出期限は、下記1～4は令和8年4月15日（水）、下記5は令和8年6月15日（月）です。

	(例)			体制等に関する届出書 体制等状況一覧表（別紙1-1）	計画書以外の提出物の 提出期限	
	～R8.3	R8.4、5	R8.6～			
1	令和8年3月までに算定していた加算区分と、令和8年4月・5月の加算区分及び令和8年6月以降の加算区分に変更がない場合	Ⅰ	Ⅰ	ⅠⅠ	×	—
2	令和8年3月までに算定していた加算区分と、令和8年4月・5月の加算区分に変更があり、令和8年6月以降の加算区分に変更がない場合	Ⅰ	Ⅱ	ⅡⅠ	○	令和8年4月15日（水）
3	令和8年3月までに算定していた加算区分と、令和8年4月・5月の加算区分に変更はなく、令和8年6月以降の加算区分に変更がある場合	Ⅰ	Ⅰ	ⅠⅠ	○	令和8年5月15日（金）
4	令和8年3月までに算定していた加算区分と、令和8年4月・5月の加算区分に変更があり、令和8年6月以降の加算区分にも変更がある場合	Ⅱ	Ⅰ	ⅠⅠ	○	①R8.4～の変更 令和8年4月15日（水） ②R8.6～の変更 令和8年5月15日（金）
5	令和8年6月から新たに算定する場合	-	-	加算あり	○	令和8年6月15日（月）